

議案第63号

逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

逗子市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年逗子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（逗子市地域包括支援センター等運営協議会（逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）第26条に規定する逗子市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協議会」という。））が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研

修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準じる者 1人

第3条第2項中「前項」を「第1項」に、「切り上げ」を「切上げ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

第4条第2号中「逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）第26条に規定する逗子市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴い、地域包括支援センターの柔軟な職員配置を可能とするに当たり、改正の要あるため提案する。